

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別の事情があるとき。	<p>1 契約の概要</p> <p>令和6年度に開催する第48回全国高等学校総合文化祭（大会愛称：清流の国ぎふ総文2024）における国際交流事業に向けて、令和5年度に大韓民国訪日団を招へいし、県内で実施する国際交流事業及び鹿児島県で開催される第47回全国高等学校総合文化祭（大会愛称：2023かごしま総文。以下、「かごしま総文」という。）における国際交流事業について、計画・実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別の事情の説明</p> <p>本業務の実施に当たっては、招へい国の高校生と国際交流を円滑かつ効果的なものにするため、旅行や観光等に関する専門的知識や経験を有する者が事業の趣旨を踏まえ、柔軟な発想やアイデアをもって実行委員会と協議を行い、計画・実施する必要がある。このため、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、契約者を決定することが必要である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約相手は、令和5年3月23日に開催された「第48回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流事業に係る業務委託プロポーザル評価会議」にて、企画提案を評価した結果、最優秀提案者（契約交渉の相手方）と選定された業者であるため、適當である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。